

三重県港湾審議会議事録

平成31年3月18日（月）午後2時～

場所：アスト津4F研修室A

（司会）

ただ今から、三重県港湾審議会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ、多数ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。私は、三重県県土整備部港湾・海岸課の成瀬と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは会議に先立って、資料の確認をさせていただきます。

三重県港湾審議会の議事次第

三重県港湾審議会条例

三重県港湾審議会運営規定

委員名簿

座席表

第2号議案 津松阪港 港湾計画書（案）

第2号議案 津松阪港 港湾計画資料（案）

第3号議案 津松阪港臨港地区分区変更

説明資料

資料としては以上でございます。不足のものがございましたら、申し出て下さい。よろしいでしょうか。

それでは、三重県港湾審議会の開催にあたり、三重県を代表しまして、県土整備部長の渡辺から、一言挨拶申し上げます。渡辺部長よろしく申し上げます。

（渡辺 県土整備部長）

県土整備部長の渡辺でございます。年度末のお忙しい中、三重県港湾審議会にご出席いただきありがとうございます。委員の皆様には、平素より港湾行政の推進にご理解とご協力を頂き、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただく津松阪港につきましては、平成7年に港湾計画の改訂がなされ、その後平成22年までに4回にわたり、社会経済情勢等の変化に対応して軽易な変更を行ってまいりました。津松阪港の大口地区におきましては、平成18年より就航していた中部国際空港アクセス航路が平成28年に終了したことに伴い、旅客埠頭用地の跡地利用について本日ご審議をお願いするもの

でございます。

アクセス航路の終了後、旅客埠頭用地が未利用となっており、利活用が課題となっております。県としては、旅客埠頭跡地を有効活用することにより、港の振興を図るとともに、今以上に地域経済を支える津松阪港にしていきたいと考えています。このため、委員の皆様には土地利用計画等について、本日もご審議いただくとともに、引き続きご支援、ご協力を頂くようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

渡辺部長ありがとうございました。引き続き、委員の方々をご紹介させていただきます。本来であれば、各委員の方々からお言葉を頂くところでございますが、時間の都合により、各委員の所属及びお名前を紹介させていただきます。

一般財団法人 国際臨海開発研究センター理事長 富田委員

四日市大学総合政策学部 教授 鶴田委員

三重大学大学院生物資源学研究科 教授 葛葉委員

三重大学大学院生物資源学研究科 准教授 宮崎委員

三重県漁業協同組合連合会 常務理事 服部委員

日本トランスシティ株式会社 代表取締役社長 小川委員

三重海運株式会社 代表取締役社長 羽田委員の代理として三重海運株式会社 常務取締役 橋本様

財務省 名古屋税関長 武藤委員の代理として、財務省 名古屋税関四日市税関支署長 奥田様

国土交通省 中部運輸局長 石澤委員の代理として、国土交通省 中部運輸局三重運輸支局 次長 大西様

国土交通省中部地方整備局長、勢田委員の代理として、国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所長 佐藤様

海上保安庁第四管区海上保安本部長 鹿庭委員の代理として、鳥羽海上保安部次長 小林様

松阪市長 竹上臨時委員の代理として松阪市副市長 永作様

本日の出席者は以上でございます。

なお

愛知淑徳大学人間情報学部 教授 森委員

三重県議会 議長 前田委員

三重県議会防災県土整備企業常任委員会副委員長 山内委員

は所要のため欠席とのご報告を頂いております。

議事に入らせていただきます前にご確認をさせていただく事項がございます。お手元の資料「三重県港湾審議会運営規定」をご覧頂きたいと思っております。三重県港湾審議会運営規定 第6条に基づきまして、当審議会は、原則公開となっております。ただし、本日報道の方、傍聴の方、ございませんのでそのまま審議のほうを進めさせていただきます。

(司会) それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、三重県港湾審議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長が、議長を務めていただくことになっております。しかしながら、本日は、委員選任後初めての審議会でございますので、会長が決まっております。そこで、第1号議案の会長推薦については、事務局にて進行させていただこうと思っておりますがよろしいでしょうか？

[異議なしの声あり]

異議なしの声を頂きましたので、第1号議案の会長の選出については、事務局のほうで進めさせていただきます。それでは事務局よろしく申し上げます。

(事務局)

事務局を預かります 県土整備部港湾・海岸課長の竹内です。本日はよろしくお願いたします。

あらかじめ各委員には会長推薦についてご意見を伺っていますが、港湾行政にも長年携わった経験をもち、現在も港湾事業の最先端でご活躍されている国際臨海開発研究センターの富田委員を推薦する意見が多数ございましたので、委員推薦により富田委員を会長としたいと思っておりますがいかがでしょうか？

[異議なしの声あり]

異議なしの声がございましたので、富田委員に会長をお願いいたします。富田委員よろしく申し上げます。富田委員、議長席にご移動願います。

(富田議長)

一般財団法人国際臨海開発研究センターの富田です。

ただ今、会長にご推薦いただき、みなさまのご同意をいただきましたので、

審議会の会長を務めさせていただきますとともに、条例第6条第1項に基づき、審議会を進行する議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。冒頭に一言ご挨拶をさせていただきます。

私どもの国際臨海開発研究センターは海外の港湾分野の技術協力を行っている財団法人でございます。海外の港のマスタープランやフィージビリティスタディーをやって、それを日本の円借款に結び付けてプロジェクトを実現していくといったものです。

私は30年ほど国土交通省に勤務しており、専ら港湾関係の仕事をさせていただきました。その中でも名古屋にございます昔の第5港湾建設局、今の中部地方整備局に5年ほど勤務しており、良くこのあたりも伺わせていただきました。とはいえ遠隔地からの参加ですので皆さんに比べれば土地勘は少ないためいろいろご協力願います。

今日審議する、津松阪港でございますが、三重県管理港湾の中で1番の大きな港というところで、製造業から人流、物流と色々な機能を兼ね備えた最も活気のある港でございます。先ほど渡辺部長からも話がありましたとおり、世の中のニーズにしたがっていろいろと役割を変えてそのニーズに対応してきた経緯があるわけでありまして、特に審議対象の大口地区は津松阪港の中でも物流の主力を担っている地区でありまして、ガラスやニッケルなどの製造拠点となっているとともに、いろいろな建設関係物資の取り扱いもやっている三重県の経済を支える大変重要な港であると思っております。

このように津松阪港は広域の地域経済を支える重要な港でありますので、本日議論いただく内容がより港の発展に寄与できる内容となるよう、みなさまにて闊達な議論をお願いいたします。

それでは議事を進行させていただきます。まず、本日の審議会の議事録にかかる署名者を2名、議長が指名することとなっておりますので、鶴田委員、宮崎委員のお二人を署名委員に指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それから議題に入ります前に、本日の出席者の報告を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、港湾審議会運営規定第4条に基づき代理出席者も含めて12人でございます。委員15名に対しまして、過半数の出席をいただいております。

ますので、三重県港湾審議会条例第6条の第2項により、本審議会は成立いたしております。

(富田議長)

ありがとうございました。

それでは、議事にうつります。第2号議案と第3号議案は関連した内容であるため、合わせて審議させていただきます。それでは、事務局にて第2号議案「津松阪港港湾計画の軽易な変更」、第3号議案「津松阪港臨港地区分区の変更」について説明をお願いします。

(事務局)

引き続き事務局から説明いたします。

それではスクリーンをご覧ください。

議案の説明に入る前に、地方港湾審議会について説明いたします。

港湾審議会は、港湾法第35条の二、及び三重県港湾審議会条例にて定められる諮問機関であり、港湾管理者の諮問に応じて、管理する港湾の重要事項を調査・審議するものです。

三重県港湾審議会条例では、港湾計画に関すること、港湾環境整備負担金に関すること、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関することを知事の諮問に応じて調査審議するものと定められています。

本日も審議いただき、第2号議案は港湾計画に関すること、第3号議案は管理に関する重要事項に関することとあります。

また三重県港湾審議会の構成は配布資料の名簿に記載のとおりです。常時委員は14名であり、重要港湾の審議にあたる場合は対象地の市長であります、本日は松阪市長を臨時委員として任命しています。

それでは各議案について概要を説明し、その後、議案書の説明をさせていただきます。

まず、津松阪港についてご説明させていただきます。

津松阪港は、伊勢湾の中央部に位置し、背後の中南勢地域の物流および交通の拠点として重要な役割を果たすため、昭和46年3月に津・松阪両港を合併し、重要港湾に指定されました。

津松阪港は、津港区と松阪港区の2つの港区から構成されております。

津港区は、空港アクセス港、工業港の2つの側面を有しておりまして、松阪港区は、物流港として県管理港湾一番の取扱量を有しており、物流拠点として

利用されています。

また本日ご審議いただく松阪港区大口地区は耐震強化岸壁を有しており、防災面でも重要な位置づけを担っています。

次に、審議いただく津松阪港（大口地区）の概要について説明いたします。当地区は背後に工業地区を有する物流港であり、年間の取扱量は約140万トンです。

主な取扱い貨物は砂利・砂が約60万トン、セメントが約36万トン、非金属鉱物が約16万トン、ニッケル約8万トン、油脂類約7万トンとなっています。

いずれも地域経済を支える原料であり、荷揚された材料により、背後の企業が製品を製造し、その製品が日本国内及び世界中で使用され経済の一翼を担っています。

また、セメント、砂利といった公共事業資材の拠点港でもあり、県内を中心とする公共事業を支える港としての役割も担っています。

今回ご審議いただく箇所はスクリーンに図示する箇所となります。

それでは計画変更の概要を説明します。

まず、計画変更にかかる背景・課題について説明します。

中部国際空港へのアクセス関連事業は、平成17年の港湾審議会の議を経て港湾計画への位置づけを行った後、事業を実施し、平成18年12月にアクセス船が就航しました。

しかしながら、乗客数の減少等から平成28年末をもってアクセス航路が廃止となりました。

このため、現在では空港アクセスに利用していた駐車場用地やターミナル用地が未利用となっており、当該土地の利活用が課題となっています。

アクセス関連跡地の利活用により津松阪港の振興を図るため、松阪市は跡地利用に関するニーズ調査を実施しました。

その結果、産業用地としてのニーズがあるとして、県は松阪市からアクセス関連跡地を民間活力が図れるよう、港湾計画の変更等の要請を受けています。

県は跡地利用の課題への対応として、市の調査事項及び要請事項を踏まえるとともに、港湾荷役など港の機能への影響も検討した上で、跡地を工業用地として利活用し民間活力により港の振興を図ることとしました。

さらに役目を終えた小型さん橋を撤去し、泊地を隣接水深にあわせ深くすることにより、船舶の航行の安全を一層確保することとしました。

これらの対応方針を実行することで次の3点の効果が期待されます。

1点目は経済的効果です。民間活力を図るつまりは企業の立地により、港の取扱貨物量が増え、雇用の増、税収の増等多くの経済的な効果が期待されます。

2点目は航行安全が向上することです。現在小型さん橋があることで、岸壁入出港時の航行安全上の配慮が必要となっていました。これらが解消されることにより一層の航行安全が確保されます。

3点目は管理費の減です。売却により管理面積を減らせることとなり、管理費の減が期待されます。

以上のことから港の振興を図るため港湾計画の変更が必要となりました。

今回の背景及び課題対応方針を総括したうえでの、港湾計画の変更理由としては、中部国際空港と結ぶ航路が廃止となったことを受け、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画、旅客船埠頭計画、水域施設計画及び土地利用計画を変更するというものであります。

それでは、第2号議案の港湾計画の軽易な変更として具体的な内容を説明いたします。

まず1点目として民間活力による港湾振興をはかるため、未利用となっているアクセス関連跡地1.2haを埠頭用地の位置づけから工業用地へと変更したいと考えています。

2点目として安全な航行の確保を行うため、利用目的を逸した小型さん橋を撤去するとともに、泊地0.2haを周辺と合わせて水深-4.5mから-7.5mへ変更したいと考えています。

計画図に示しますとスクリーンのとおりです。

埠頭用地9.9haと位置づけている箇所のうち、アクセス関連跡地の1.2haを工業用地へ変更します。

また小型さん橋を削除するとともに、泊地として位置づけている0.2haを-4.5mから-7.5mへ変更します。

以上が、第2号議案「津松阪港港湾計画の軽易な変更」にかかる説明でございます。

第3号議案 津松阪港臨港地区分区の変更については、第2号議案に関連するため引き続き説明いたします。

まず今回の変更にかかり臨港地区の分区について説明いたします。
港の管理する範囲にはいわゆる港の水域の部分になる港湾区域と、陸域の部分の臨港地区があります。臨港地区内には分区が定められておりまして、分区によって構築物の規制をしています。

分区の種類には主にスクリーンに示すようなものがあります。
商港区では旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とし、各種運送業の事務所、トラックターミナルのほか旅館や飲食店の店舗の建築が可能な区域となります。

特殊物資港区は主にばら積荷を扱う区域であり積荷の野積場やサイロ、貯木場などが位置づけられる区域となります。

工業港区は工場その他の工業用地施設を設置することを目的とする区域となっています。

漁港区は水産物を取扱う区域となっており、冷凍冷蔵倉庫や魚市場が設置可能な区域となります。

マリーナ港区ではヨットなどの船舶の利便に供することを目的とし、船舶の保管施設や修理施設が設置可能な区域となります。

今回、第2号議案で変更する区域は現行が特殊物資港区のエリアとなっていますので、工業用地として活用できる工業港区へ変更いたします。

なお計画変更面積は1.2haであり、分区変更は1.4haと0.2haの差がありますがこれは、分区の変更するエリアには、臨港道路部分を含むためです。

以上で第3号議案の分区の変更の説明を終わらせていただきます。

以上で変更の概要を説明いたしました。つづきまして議案書にて説明させていただきます。

つづきまして議案書にて説明させていただきます。

お手数ですがお手元の第2号議案 津松阪港港湾計画書（案）、津松阪港港湾計画資料（案）をご確認いただければと思います。

画面では、左に港湾計画書（案）を右に港湾計画資料（案）を示しています。以降は、それぞれ「計画書」および「資料」と省略して呼ばさせていただきます。

まず、表紙の裏ページをご覧ください。

「計画書」に記載されておりますのはこれまでの港湾計画の変更の経緯でございまして、今回軽易な変更をするということを示させていただいています。

つづきまして次のページは目次となっています。

つづきまして、それぞれの1ページをご覧ください。

変更理由を記載しています。

重複しますが変更理由は、中部国際空港と結ぶ航路の廃止に伴い、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画、旅客船埠頭計画、水域施設計画及び土地利用計画を変更するものです。

つづきまして、それぞれの2ページをご覧ください。

画面の右側の資料では、公共埠頭計画が、既設の10.2haを9.0haへ変更しています。

左の計画書では数値を丸めて 既設を10ha、変更を9haとしています。

旅客船埠頭計画は、小型さん橋1基を撤去する計画となっています。

つづきまして計画書、資料それぞれの3ページをご覧ください。

右の資料では、水域施設計画は、泊地0.2haを水深4.5mから7.5mに変更しています。

左の計画書では1ha単位の表記となるため切上げて1haとしています。

つづきまして、それぞれの4ページをご覧ください。

土地利用について説明します。

資料の表3-1をご覧ください。埠頭用地10.2haを1.2ha減とし9.0haへ変更しています。また工業用地を56.0haを1.2ha増やし57.2haへ変更しています。

資料の表3-2をご覧ください。今回の変更により土地利用計画は埠頭用地が9.0ha、港湾関連用地が6.9ha、工業用地が57.2ha、交通機能用地が1.8ha、緑地が0.2ha 合計75.1haとなります。計画書はこれらの数字を1ha丸め、1ha未満は1haで表記しております。

つづきまして、計画書の5ページをご覧ください。

本日、審議いただいております津松阪港大口地区の位置図でございます。

つづきまして、資料の5ページをご覧ください。

環境の保全については、今回の変更では変更される土地が1.2haとわずかなため環境に及ぼす影響は軽微であると考えます。

つづいてそれぞれ6ページをご覧ください。

先ほどスクリーンにて説明した内容と同様ですが、変更計画を図示したものでございます。

つづきまして、資料の7ページをご覧ください。

現在の審議会の委員名簿でございます。

以上ここまでが第2号議案です。

つづきまして第3号議案書について説明します。

第3号議案につきましては、先ほどの説明のとおり、分区の変更について特殊物資港区を工業港区へ1.4ha変更している内容となっております。

以上で第2号議案及び第3号議案についての説明を終わります。

それではご審議のほど、よろしく願いいたします。

(富田議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明つきまして、ご質問、ご発言がございましたらよろしく願いしたいと思っております。できましたら、挙手をしていただきましてご質問をお願いします。

(永作代理)

議長すいません。松阪市の永作です。

(富田議長)

どうぞ永作さん。

(永作代理)

松阪市の市長の代理の永作です。

それでは、今回の港湾計画の変更について、所在地である松阪市としての意見について発言をさせていただきます。

重要港湾津松阪港(大口地区)でございますけど先ほどから説明いただいているとおり、三重県中南勢の物流拠点であり、県内の産業を支える役割を担っています。また松阪市都市計画マスタープランにおいても、地域産業の発展に資する工業生産拠点、物流拠点の工業地域として位置づけをしております。

先ほどもご説明いただきましたが、平成18年の時には、中部国際空港への海

上アクセス航路を公設民営で開設をいたしまして、約10年間にわたり県内の人流活動を支える港としての機能を担ってまいりましたが、社会情勢の変化によりまして、平成28年12月に航路を廃止いたしました。現在では海上アクセス関連の跡地が未利用地となっていることから、その利用について有効的な活用が図れないかと検討してまいりました。

こういったなか、昨年、松阪港振興協議会を通じまして港湾の利用者様に対しまして、海上アクセス関連跡地における事業展開の可能性について聞き取り等を行わせていただいたところですが、その中で利用したいとの回答をいただいた企業もありまして、跡地の利用については、多くの方が関心を持っていただいていると感じております。

松阪市としては、今回の港湾計画の変更によりまして、港としての魅力を高め、民間活力による振興を図り、市の産業の活性化に繋がればと期待しているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松阪市からは以上でございます。

(富田議長)

ありがとうございました。

今のご説明も含めましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

(葛葉委員)

質問ですけれども、ご説明いただきましたが数字がわからなくなりましたのでうかがわせていただきます。

最初のほうの資料の2ページを見ると10haが9haになると、2つ目の資料の2ページを見ると10.2が9.0と、だから10.2と9.0を四捨五入すると10と9になるということで間違いがないと思うんで、10.2と9.0は少数第1位まで正確というわけですが、それが2つ目の資料の6ページの地図でいくと、10.2と9.0というのはどれの足し算になっているか。

(事務局)

議案書の6ページをご覧いただけますでしょうか。

これが変更後の計画図になっていますが、今回ふ頭用地の8.7と1.2をたして9.9haとなっています。その右上のほうにふ頭用地0.3haとしている箇所がありまして、9.9ha+0.3haの10.2haというような計算になります。

(葛葉委員)

0.3haは離れているんですね。

(事務局)

そうです。はなれた場所にもものをつける場所がありまして、小さいながらも

ふ頭用地という機能を有している場所がありまして、大口地区として合わせて9.9+0.3の10.2となっています。

(富田議長)

よろしいですか。

他に意見が無いようですので、それでは第2号議案、それから第3号議案について、決議いたしたいと思います。

それでは、本案件についてご承認いただける委員は挙手をお願いいたします。承認多数でありますので第2号議案、第3号議案については原案通り承認することを決定いたしたいと思います。

この案を本審議会の意見として、答申いたしたいと思いますので、ご了承をよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議はこれをもって終了させていただきます。皆様のご協力によりまして、滞りなく進行することが出来ました。どうも、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

富田委員ありがとうございました。

委員のみなさまにおかれましては、ご審議および議案を承認していただきありがとうございました。最後に審議会の閉会にあたり、県土整備部次長の高橋より挨拶申し上げます。

(高橋次長)

流域整備担当しています高橋でございます。閉会にあたりまして一言挨拶申し上げます。本日は、年度末の大変お忙しいなか、津松阪港港湾計画の変更に関しご審議いただきありがとうございました。また計画の変更をご承認いただき重ねて御礼を申し上げます。本県といたしましても港湾の更なる利活用を図り地域の産業、観光を支えること、これが大変重要と考えています。今後も引き続きご指導賜りますようお願いし申し上げます挨拶とかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

高橋次長ありがとうございました。

これもちまして、三重県港湾審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。